

J A F 認定審判員規定

(趣旨)

第1条 本規定は、社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」という）認定審判員の事項について定める。

(認定審判員の役割)

第2条 競技選手の成績は審判員の採点によって決定されるために、審判員の役割は極めて重大である。特に、次の事項に留意し、認定審判員の自覚と誇りをもって審査にあたらなければならない。

- (1) 認定審判員は、高い専門的知識と技能を身につけ、エアロビック競技の質の向上に務めなければならない。
- (2) 認定審判員は、客観的かつ公平で正確な採点を行わなければならない。
- (3) 認定審判員は、「JAF 競技・採点規則」を遵守し、採点においては、いかなる場合であつても他から影響を受けてはならない。
- (4) 認定審判員は、審判技術向上に関する最新の情報収集と研究を行い、芸術、技術、難度評価に関する観察力と理解に務めなければならない。

(認定審判員の区分と活動内容)

第3条 認定審判員の種類と活動内容は、次の通りとする。

(1) 認定C級審判員

- ① 全日本選手権の都道府県大会や地区大会、都道府県連盟主催大会などの競技会において、競技ルーティンの芸術、技術の審判を行うことができる。
- ② スポーツ・レクリエーション祭やフライト選手権大会などの競技会において、チームやフライトの審判及び主任審判を行うことができる。

(2) 認定B級審判員

- ① 全日本選手権の都道府県大会や地区大会、都道府県連盟主催大会などの競技会において、競技ルーティンの芸術、技術、難度及び主任審判を行うことができる。
また、全日本選手権全国大会の、芸術、技術、難度の審判を行うことができる。
- ② スポーツ・レクリエーション祭やフライト選手権大会などの競技会において、チームやフライトの審判及び主任審判を行うことができる。

(3) 認定A級審判員

競技ルーティンの芸術、技術、難度の審判及び主任審判のほか、前項のすべての競技会の審判及び主任審判を行うことができる。

(認定審判員の義務)

第4条 認定審判員は、同時に本連盟の個人賛助会員でなければならない。

(審判員養成講習会、研修会の開催)

第5条 審判員資格を認定する審判員養成講習会並びに資格更新を目的とした研修会は、本連盟が開催する。ただし、必要に応じて都道府県連盟、競技エアロビック登録クラブ等に開催を委託(主管)することができる。

2. 審判員養成講習会及び研修会の試験の結果に基づき、本連盟審判委員会が可否を判定する。

(受講条件)

第6条 審判員養成講習会の受講条件は、次の通りとする。

(1) 認定C級審判員の受講条件は、受講年度の4月1日現在、満18歳以上で次の何れかの者とする。

- ① エアロビック経験を5年以上有する者
- ② JAF認定エアロビック指導者資格を有する者
- ③ 公認エアロビック指導者資格を有する者
- ④ 全日本選手権大会の都道府県大会に出場経験を有する者
- ⑤ 県連認定審判員取得日から1年以上経過している者
- ⑥ その他、都道府県連盟が推薦する者

(2) 認定B級審判員の受講条件は、受講年度の4月1日現在、満20歳以上で次の何れかの者とする。

- ① 本連盟主催の全日本選手権大会またはそれに準ずる大会で優勝または準優勝の成績を有する者
- ② その他、本連盟または都道府県連盟が推薦する者

(3) 認定A級審判員の受講条件は、受講年度の4月1日現在、満25歳以上で次の何れかの者とする。

- ① 国際エアロビック連盟(IAF)主催あるいは主管する国際大会で優勝または準優勝の成績を有する者
- ② その他、本連盟または都道府県連盟が推薦する者

(資格の認定と登録)

第7条 審判員養成講習会の試験に合格した者は、認定料、登録料の他、個人賛助会員会費を添えて本連盟に申請する。

2. 認定審判員の資格取得に必要な認定料、登録料は、次の通りとする。

- (1) 認定料 5,000円(初回及び昇級時)
- (2) 登録料 5,000円(2年毎の更新時)

3. 本連盟は前項の手続きを終了した者に対し、資格の認定・登録を行い認定・登録証を発行する。

4. 個人賛助会員については、別途、個人賛助会員規定に基づくものとする。

(資格の有効期間)

第8条 認定審判員資格の有効期間は2年間とし、認定日は、毎年4月1日と10月1日の年2回とする。

(審判活動の開始)

第9条 認定級審判員の資格取得後、別に定める模擬審判を1回以上行った後、第3条に定める審判活動を行うことができる。

ただし、「競技ルーティン」以外のフライトやチーム等については、模擬審判の経験なしに審判することができる。

(資格の更新)

第10条 認定審判員資格を更新する場合は、別に定める細則に従って更新の申請を行う。

(資格の昇級)

第11条 認定審判員資格の昇級は、本連盟が認定審判員の昇級試験を開催し、その受験条件は次の通りとする。

- (1) 認定B級審判員の受験条件は、C級審判員の取得日から1年以上経過した者で、認定競技会および後援競技会で競技ルーティン2回以上の正規審判(タイム審判、ライン審判を除く)の実績を有する者
- (2) 認定A級審判員の受験条件は、B級審判員の取得日から3年以上経過した者で、認定競技会および後援競技会で競技ルーティン3回以上の正規審判(タイム審判、ライン審判を除く)の実績を有する者

(資格の停止)

第12条 認定審判員としてふさわしくない行為があり、本連盟の名誉を著しく毀損したとき、または本連盟の普及振興活動に反する行為があったときは、資格を取り消したり、停止する場合がある。

(細則及び規定の改訂)

第13条 本規定の定めのない事項については細則に定めるものとし、また、本規定は本連盟理事会の承認を得て改訂する。

(附則)

1. 本規定は、平成7年10月1日から施行する。
2. 平成8年4月1日改訂
3. 平成9年2月1日改訂
4. 平成13年2月1日改訂
5. 平成15年4月1日改訂
6. 平成17年2月14日改訂
7. 平成18年4月1日改訂
8. 平成21年4月1日改訂
9. 平成22年4月1日改訂